国会事項

参議院

質問主意書提出

八月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問主意書（川田龍平提出）（第二三九号）

質問主意書転送

八月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第二三三号）

子ども・被災者支援法の基本方針改定に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二三四号）

人事異動

内閣

（総務省大臣官房付）総務事務官　満田　誉

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（同）同　砂山　裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

加賀谷伸一郎　金野　千里　村田　松寿

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター員に任命する（各通）（以上八月十日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月十一日）

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　山口　俊一

文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○国土交通大臣臨時代理

同　小川惠里子（山谷えり子）

国土交通大臣太田昭宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上八月十二日）

内閣府

侍従　池田　憲治

願に依り本官を免ずる

願に依り障害者政策委員会委員を免ずる　清原　慶子

障害者政策委員会委員に任命する（以上八月十日）　辻　宏康　牛嶋　正人

侍従に任命する（八月十一日）

警察庁

（警察庁次長）警視監　坂口　正芳

警察大学校長事務取扱を命ずる

（国土交通省国土交通政策研究所副所長）国土交通事務官　掛江浩一郎

警視監に任命する

警察庁長官官房審議官（交通局担当）を命ずる　濱　勝俊

（警察大学校長）警視監　荻野　徹

原子力規制委員会に出向させる

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））同

国土交通省に出向させる（以上七月三十一日）

外務省

（国際協力局政策課企画官）外務事務官　江原　功雄

在イスタンブール日本国総領事館総領事に転任させる

関西学院大学教授　上原　孝史

欧州連合日本政府代表部参事官に転任させる

欧州連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し欧州連合日本政府代表部に在勤する期間大使の名称を与える

（在イタリア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　福島　秀夫

在タイ日本国大使館参事官に配置換する

タイ国駐箚特命全権大使を補佐しタイ国に在勤する期間公使の名称を与える

（領事局旅券課長）同　安東　義雄

在イタリア日本国大使館参事官に転任させる

（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長）同　堀内　俊彦

大臣官房に配置換する

（農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課長）農林水産事務官　遠藤　彰

（アジア大洋州局中国・モンゴル第二課長）外務事務官　島田　丈裕

大臣官房に配置換する

（内閣府参事官（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　桑原　敦

外務事務官（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長）に転任させる

（大臣官房総務課監察査察室長）外務事務官　横地　晃

アジア大洋州局中国・モンゴル第二課長に昇任させる（以上八月一日）

（在イラク国駐箚）特命全権大使　梨田　和也

外務事務官（大臣官房審議官）に採用する

アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部に併任する

（トリニダード・トバゴ国兼アンティグア・バーブーダ国、ガイアナ国、グレナダ国、スリナム国、セントクリストファー・ネーヴィス国、セントビンセント国、セントルシア国、ドミニカ国、バルバドス国駐箚）同　手塚　義雄

願に依り本官を免ずる（辞職）（以上八月七日）

最高裁判所

高知地方裁判所判事兼高知家庭裁判所判事　朝山　芳史

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　齋藤　大巳

高知地方裁判所判事に補する

高知地方裁判所長を命ずる

兼ねて高知家庭裁判所判事に補する

高知家庭裁判所長を命ずる

高知簡易裁判所判事に補する

高知簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　遠藤　真澄

さいたま家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　濱口　浩

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上八月六日）

○定年退官

判事村瀬均は八月五日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事横山光雄は八月七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月十四日

中部近畿産業保安監督部長　桑山　広司

一　名称　エア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社

二　住所　大阪府堺市西区築港新町二丁六番地四十

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査

五　指定年月日　平成二十七年七月三十一日

国家試験

平成27年度弁理士試験に係る委員等

平成27年度弁理士試験に係る委員等（平成27年3月26日官報号外第67号）の一部を次のように変更する。

平成27年8月14日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

2　論文式筆記試験及び3　口述試験の「佐藤　勝史」を「楠口　信宏」に変更する。